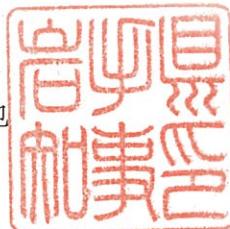


廃 第 29 号
平成 25 年 4 月 11 日

秋田県知事 佐竹 敬久 様

岩手県知事 達増 拓也



野田村及び久慈市の可燃系災害廃棄物に係る広域処理の状況について

東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の広域処理に御協力いただき、心より御礼申し上げます。

さて、災害廃棄物のうち、本県野田村の可燃系廃棄物については、貴県を通じて秋田市、横手市、湯沢雄勝広域町村圏組合及び由利本荘市の処理施設において処理いただいてきたところであり、本県久慈市の可燃系廃棄物については、貴県での受入の御検討をお願いしていたところであります。

これら可燃系廃棄物について改めて精査したところ、処理の進捗により仮置場に集積した混合廃棄物に占める可燃系廃棄物の割合が減少する一方で、土砂等の不燃系廃棄物の割合が増加していることが明らかとなり、結果として当初予定よりも数量が減少したため、平成 25 年度においては、本県内施設での処理による目標期限までの完了に概ね目処がたったところです。

のことから、貴県向けの野田村の可燃系廃棄物は、平成 24 年度分の搬出をもって終了とし、また、久慈市の可燃系廃棄物については、貴県での広域処理を要しない見通しとなりましたので、お伝えします。

これまでの間に御支援くださいました貴県民の皆様をはじめ、受入自治体等の関係者各位に改めて感謝申し上げます。

今後とも、引き続き被災地の復旧・復興に御理解、御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

